

平成23年3月13日

各 位

社団法人 全国信用組合中央協会

東北地方太平洋沖地震に係る金融上の措置について

今回の東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

今般、自見内閣府特命担当大臣（金融）、白川日本銀行総裁の連名により、本会に、今回の地震による被害者の皆様に対しまして適切な対応を求める「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」に係る要請がありました。

これを受けまして、本会は、会員信用組合に対しまして、本地震により影響を受けられた取引先等に対し、状況に応じて預金の払戻し・中途解約に関する措置、手形交換に関する措置、災害関係の融資に関する措置、休日営業等に関する措置等、状況に応じ金融上の措置を適切に講ずるよう下記のとおり要請しておりますのでお知らせいたします。

なお、具体的な対応につきましては、お取引信用組合にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

今後、わたくしども信用組合は、被災地域における金融及び経済の安定に資すべく、会員信用組合が一丸となり、全力で対応を図って参ります。

一日も早い被災者の方々の心身のご回復と被災地の復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
5. 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

6. 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
7. 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
9. 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

以上

お問合せ先

業務企画部 03-3567-2455

広報部 03-3567-2452